

かしま 農委だより

第15号

— 発行者 —
鹿嶋市農業委員会

— 編集者 —
編集委員会

茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1
電話 0299-82-2911(代)
E-mail noui@city.ibaraki-kashima.lg.jp



- ①武井釜在任の安重和夫さん 79歳 颯爽とコンバインに乗り込む。とても79歳に見えません。若い・・・
- ②新役員による今後の委員会活動について打合せを行う。
- ③農業委員による現地調査の風景。
- ④元気の秘訣はなんですか？との問いに
若い農業従事者の目標になれる存在でいたいんだよ。「80過ぎたって元気でやれんだ。」ってね。

就任ごあいさつ

会長 岡 俊雄

平成21年8月の農業委員会委員の改選に伴い、同年9月3日の鹿嶋市農業委員会総会において、委員の皆様方の推挙をいただき、再度会長に就任しましたことは、誠に光栄でありその責務の重大さを痛感いたしました。

さて、戦後の農地改革ともいえる農地法関連法案が6月に衆議院において成立し、年内の実施に向け法案の整備がなされております。我々、農業者にとってはこれまでの農地の所有から利用への大きな転換となり、幅広い農地の有効利用に向けた制度の改革となります。

また、農家の減少、少子高齢化、担い手不足等により農家は、厳しい現状にありますが、農家の代表として農業委員会の果たす役割が非常に重要となり、地域農業の発展のため取り組んでまいりますので、皆様方のなご一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

副会長 出 頭 勝 美

このたびの改選において、新たに農業委員会副会長としての大役をお引き受けし、その責務の重大さをひしひしと感じております。

農家を取り巻く環境の厳しい中、農業者の視点に立った農業経営の育成・農政発展のため微力ではありますが、会長と一体となり取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

農業委員を紹介します



3番 山本 清治
(公)(2期)
編集副委員長



2番 桐澤 いづみ
(推)(1期)市議



1番 野口 進一郎
(推)(7期)

任期は、平成21年8月27日
から平成24年8月26日までの
3年間です。
農地の貸借・転用・農業者年金な
ど農業に関することは、私たち
にご相談ください。
議席番号順(4・9・19は欠番)
敬称略
(氏名、公選・選任の別、期数、役職等)



10番 大川 長壽
(公)(9期)



8番 橋本市郎
(公)(6期)



7番 内野 正
(公)(3期)
農地副部長



6番 遠藤 實
(公)(4期)



5番 長岡 俊雄
(公)(5期)
会長



15番 堺田 廣次
(公)(7期)



14番 茂木 要
(公)(8期)



13番 橋本 喜美
(公)(6期)
編集委員長



12番 橋本 正
(公)(4期)
農地部長



11番 大槻 勝敏
(公)(1期)



21番 大寄 優
(公)(7期)



20番 塚原 義康
(公)(5期)



18番 出頭 勝美
(公)(4期)
副会長



17番 石津 初美
(公)(1期)



16番 大鷲 栄
(推)(4期)市議



26番 高田 弘平
(公)(3期)
農政副部長



25番 橋本 重右衛門
(推)(1期)



24番 野口 定則
(公)(4期)
農政部長



23番 田口 茂
(推)(2期)市議



22番 浅野 慎一
(推)(5期)市議

農業委員会活動目標及び活動計画を策定



農地改革プランによる平成21年度の活動目標と活動計画を次のように策定しました。委員一丸となって取り組んでまいります。

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

	認定農業者	特定農業団体
現在	113 経営	0 団体
目標	5 経営	1 団体
活動計画	認定農業者候補者への戸別訪問 認定農業者との意見交換会	

2 担い手への農地の利用集積

現在	集積面積	110ha
目標	集積面積	3ha
活動計画	利用集積に向けた掘り起こし・あっせん活動 農用地利用集積計画の作成	

3 耕作放棄地の解消

現在	耕作放棄地面積	60ha
目標	解消面積	1ha
活動計画	農地パトロールの実施 耕作放棄地解消計画による解消の推進	

4 違反転用への対応

目標	農地の違反転用や不法投棄の発生を防止するため、農地パトロールの実施	
活動計画	農地改良制度の啓発・農地パトロール・転用違反是正	

農業委員会委員担当地区

議席番号	氏名	担当地区
1	野口 進一郎	谷原, 下埜, 佐田, 根三田, 木滝 佐田谷原入会
2	桐澤 いづみ	宮中の一部 (神領, 中町附, 宮中野)
3	山本 清治	和
5	長岡 俊雄	角折, 棚木
6	遠藤 實	爪木, 大船津
7	内野 正	鉢形, 平井, 港ヶ丘, 旭ヶ丘1・2丁目, 鉢形台1~3丁目, 港ヶ丘1・2丁目, 高天原1・2丁目, 平井南
8	橋本市郎	津賀
10	大川 長壽	明石, 小宮作, 下津
11	大槻 勝敏	武井
12	橋本 正	荒井, 浜津賀
13	橋本 喜美	長栖, 鰐川, 木滝
14	茂木 要	山之上, 田谷, 田谷沼, 猿田
15	堺田 廣次	林, 田野辺
16	大鷲 栄	国末, 泉川, 粟生, 光
17	石津 初美	神向寺, 宮津台
18	出頭 勝美	大小志崎, 武井釜
20	塚原 義康	沼尾, 須賀
21	大寄 優	青塚
22	浅野 慎一	宮中の一部 (三笠山, 東山, 神野向), 神野1~4丁目, 宮中1~8丁目, 宮下1~3丁目, 城山1~4丁目
23	田口 茂	中, 奈良毛
24	野口 定則	清水, 小山
25	橋本 重右衛門	志崎
26	高田 弘平	荒野

**農地改良制度
平成21年4月改正**

「農地の改良」と称する土砂の搬入等が、横行したことから改正されました。
なお、農地の改良に該当しない行為は、農地法第5条の転用許可申請となります。

- 届出制から協議制になります。事業を行う1か月前に、申請書類をお持ちください。
 - 総会に諮り、同意・不同意により受理・不受理の決定がされますので、受理後に事業開始となります。
 - 耕作に支障のない期間6か月以内に行ってください。
 - 面積は、3,000㎡未満まで、掘削は原則禁止です。
 - 盛土の高さは、隣接地に支障のない概ね50cm以下です。
 - 埋め立て土砂の取引先の土地所有者・建設工事元請業者の「土砂搬出同意書」が必要になります。
- 農地の改良を行おうとする方は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。
- ※なお、「鹿嶋市土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」に該当する場合は、環境課での手続きが必要になります。

農業委員会は、認定農業者制度を推進しています。

認定農業者制度知っていますか？!

認定農業者制度とは、

意欲のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、市が認定する制度です。

鹿嶋市の認定農業者は、113名(法人を含む)です。

あなたも、認定農業者になりませんか？認定農業者になると、こんなメリットがあります。

- 農業用機械類のリース料、機械・施設等導入時の補助
- 県主要事業のさまざまな支援助と補助
- 農地保有合理化事業を利用することによる農地の賃貸・売買
- スーパース及びL資金・農業近代化資金・農業改良資金の活用
- 農業者年金の優遇措置など

申請窓口は、農林水産課です。お近くの農業委員又は、市役所農林水産課にご相談ください。



農業委員会では、平成21年度農作業標準賃金(農作業労賃・機械持込作業料金)を次のとおり設定しています。

種別	作業種別	平成21年度標準賃金			備考
		作業内容	単位	金額(円)	
田	一般農作業	田作業	8時間当り	8,000円	男女とも同額、食事なし。その他必要事項は、当事者間で協議
	水田耕起(トラクター)	耕起	10a当り	6,000円	
		ロータリー耕	10a当り	6,000円	
		代かき	10a当り	8,000円	
		畦塗	1m当り	50円	
	草刈(保全管理)	草刈機	10a当り	12,000円	休耕田
	田植	機械植え	10a当り	7,000円	植付けと同時に肥料散布は2,000円増額
稲刈り	コンバイン	10a当り	20,000円	グリーンタンク付きは3,000円増額 倒れ稲の時は、この限りでない。	
乾燥・調整	乾燥～籾摺り	60kg当り	2,000円	陸稲については、50円増額	
	籾摺り	60kg当り	700円		
畑	一般農作業	畑作業	8時間当り	6,000円	男女とも同額、食事なし。その他必要事項は、当事者間で協議
	畑耕起(トラクター)	ロータリー耕	10a当り	5,000円	
		プラウ耕	10a当り	6,000円	
		深耕ロータリー耕	10a当り	20,000円	
		深耕プラウ耕	10a当り	10,000円	
		開墾プラウ耕	10a当り	10,000円	
	畑(トラクター)	マルチ張り	200m当り	1,500円	振動掘りは、3,000円
ミツバ掘り		10a当り	10,000円		

※ 上記の金額には、消費税が含まれておりません。
 ※ 上記の労賃等は標準額ですので、作業場所や時間作業内容等の働く条件によっても異なります。
 これを参考に農家の皆さんが、話し合いで決めて下さい。

まだまだあ～ これからだっぺよ！！ わがいもんには、負けられねえ！！



安重 和夫さん
79歳
武井釜在住
8人家族

※農委だよりでは、引き続き元気な農業者・後継者・家族経営者の方々を紹介してまいります。お便り・情報をお待ちしております。

9月中旬、津賀地内の水田に大型コンバイン「ヤンマーCG695」の音が響きわたる。ハンドルを自由自在に操るのは、武井釜の安重和夫さん、79歳の姿。朝4時半に起きて、自宅周辺を散歩し、6時から夜の8時まで稲刈りに専念する。「今日の昼飯は、おやつ用のパンをかじりながらですよ。」と笑う。学校を出てから、養豚・稲作と、農業ひとすじに…そして実直に…。

現在は、長男と二人で、7町歩の自作と作業委託で25町歩の稲刈りをする。「今日は、1町2反刈りました。いまから、安全協会の総会があるので、ちよつと早いけどこれであがります。」とぬかるんだ足元をしっかりと踏みしめる。

安重さんの目標は？の問いに、「若い農業従事者の目標になれる存在でいたい。80を過ぎても元気でやれんだってね。」と目を細めた。

おしえて！！ 農業者年金のこと

農業者年金っていつからあるの？

昭和46年1月です。
昭和45年5月に農業者年金法が成立し、農業者年金基金が設立されました。
平成13年の制度改革から、積立方式となり、より加入しやすくなりました。

私も農業者年金に加入できますか？

- ①20歳から60歳未満の農業者（年間60日以上農業をしている人・手伝っている人）
 - ②国民年金第1号被保険者（国民年金だけに加入している人）
- この二つが加入の要件です。

年間を通じてお手伝いをしているあなたは、農業者年金に加入することができます。
以前は、農地所有者で農地を5反歩以上ないと加入できませんでした。

保険料っていくら？

自分で自由に設定できます。2万円から最高6万7千円までです。生活設計に合わせて自由に設定してください。また、その年に支払った保険料全額が、社会保険料控除の対象ですから、節税効果もバツグンです。

もし、止めたくなったら？

加入も脱退も自由です。
ただし、脱退したときの一時金支給はありませんので注意して下さい！！ 掛け金は、年金として支給されます。

40歳未満の認定農業者は、なお、お得！！ 国庫補助が・・・

国庫補助期間は、40歳までです。保険料は、2万円固定されますが、1万円が国からの補助になりますから、実質の支払い保険料は1万円です。（図参照）これはお得！！

(図) 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助金	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	6,000円
3	区分1・2の家族経営協定の配偶者または、後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または、青色申告者で3年以内に区分1・2になることを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1になることを約束した後継者	6,000円	無

農地の貸し借りは、利用権設定で

現在、利用権設定数は、804 件で設定面積 112.2 ha です。

この制度は、農用地の利用集積を図るもので、農地法第3条の許可を得ることなく農地の貸し借りができます。また、契約期間が満了になると自動的に契約が終了しますので、安心して農地の賃貸借をすることができます。また、再設定して継続することもできます。年2回（7月、12月）に農地利用集積計画を決定しています。

申請用紙及び詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせ下さい。



平成22年1月10日までに申請をしてください。近年、申請者が減少し、平成21年は、1492世帯、4714人でした。改選の時だけ出せばいいという声を聞きますが、『うっかり申請忘れ』が無いように、毎年申請の習慣を付けていただくことをお願いします。申請資格者には、3つの要件があります。

- ①農地を10a以上耕作している世帯
- ②鹿嶋市内に住所のある20歳以上の者（平成22年1月1日現在）
- ③年間60日以上耕作に従事していること

（この3つをすべて満たす方です。）

農業委員選挙人名簿登録申請を12月中旬に郵送

※農家世帯で、この名簿申請書が届かない方は、農業委員会事務局にご連絡ください。今年度、約2000世帯に郵送予定です。

※農業委員の選挙権、被選挙権は、農業委員会に関する法律で決められており、公職選挙法とは異なるため、農業委員会に申請し市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されなければ選挙に参加することができません。



◆貸し手のメリット

- ・農地法の許可なく貸すことができます。
- ・期限が来れば離作料を支払うことなく農地が戻ります。
- ・不在地主も貸すことができます。

◆借り手のメリット

- ・農地法の許可なく借りることができます。
- ・農業経営規模の拡大が図れます。
- ・賃借期間中は、安心して耕作できます。

農地法の許可申請 日程変更のお知らせ

平成22年1月から茨城県より農地法関係事務が移譲されることに伴い総会日程、許可申請及び証明願等締切日が変わります。

申請締切日	毎月15日
総会日	毎月28日
農地農政相談	随時

ただし、12月までは、左記の日程で行われます。

申請締切日	毎月10日
総会日	毎月23日
農地農政相談	随時

※土日祝祭日にかかる時は、その日の翌日となります。

!! 全国農業新聞 購読推進中 !!

購読の申し込みは、地元農業委員、農業委員会事務局まで。

購読料	毎月600円
発行	毎週 金曜日

編集後記

実りの秋を終え、ほっとする間もなく冬支度と、何かとお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。農地法改正法案が可決され今年中の施行となりますが、政権交代による補正予算の凍結、また、新たな政策である農業者個別所得補償制度など、農業行政は、変遷の時であろうかと思えます。

農業者の皆様におかれましては、政府の農業政策を注視していただき、また、私たち農業委員も、農業衰退に何とか歯止めをかけることができよう精一杯取り組んでいきたいと考えております。

農業委員改選により、編集委員会も新たなメンバーでのスタートとなりました。このたびの農業委員会だより第15号の発行にあたり、本紙の掲載にご協力いただきました農業関係者の皆様に深くお礼を申し上げます。

今後、農家の皆様に農業委員会の活動をお知らせするとともに、多くの情報を提供できるよう努めてまいりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

編集委員会 委員長 副委員長

委員長	橋本喜美
副委員長	山本清治
委員	大川長壽
委員	大槻勝正
委員	橋本重右衛門
委員	野口定則